

労働安全衛生法に基づく免許試験の概要

資料 4

《試験概要》

1. 受験申請者数及びのべ実施回数

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
学科	受験申請者数	192,480人	195,527人	186,558人	178,723人
	実施回数 (出張試験)	1,353回 (430)	1,341回 (417)	1,356回 (432)	1,345回 (434)
実技	受験申請者数	8,433人	7,959人	7,890人	6,635人
	実施回数	485回	459回	440回	420回

2. 試験手数料(平成23年度)

学科試験 6,800円

実技試験

- ・特別ボイラー溶接士 21,800円
 - ・普通ボイラー溶接士 18,900円
 - ・揚貨装置運転士
 - ・クレーン・デリック運転士
 - ・移動式クレーン運転士
- } 11,100円

※政令に規定されている。

《指定試験制度の趣旨・指定理由》

1. 指定試験制度の趣旨

労働安全衛生法に基づく免許試験は18種類にもおよび、従来、試験を実施していた都道府県労働基準局の他の業務に支障を生じさせ、また、試験場の確保が困難なことから試験の実施回数が制限され、受験者に不便をかける等の問題が生じていた。

このため、昭和52年の労働安全衛生法の改正により、指定試験機関による免許試験の実施を可能とし、常時試験を実施し得る体制を整備することによって、受験者の利便と行政事務の効率化を図ったものである。

2. 当該法人を試験機関として指定する理由

免許試験は、一定の危険、有害な業務に従事する者の能力をそれによって担保し、労働災害の防止に資することを目的としているものであり、その試験の実施に当たっては、高度の公正、中立性、斉一性が要求されることから、全国で試験事務を実施できることが必要であるため。

また、作業環境測定士試験を実施しており、労働安全衛生関係の試験事務についてのノウハウの蓄積がある当該法人において試験事務を実施することが効率的であるため。